

家賃や進学的生活費、資格取得のための支援資金

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付のご案内

就職や進学又は資格取得を希望する児童養護施設等を退所した方等に必用な資金を貸付け、円滑な自立を支援することを目的とします。

家賃や生活費の貸付は就職後5年間、資格取得の貸付は就職後2年間、引き続き就業した場合は、貸付金の返還が免除されます。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある児童養護施設を退所した方等への支援内容を一部変更しました。(変更内容は赤色にて表示)

○主な変更内容 (新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方)

〈生活支援費〉

- ・進学者／申請後12ヵ月間、月額8万円以内
- ・就職者／申請後12ヵ月間、月額8万円以内

〈家賃支援費〉

- ・就職者／貸付期間の上限は退所又は委託解除後3年以内

資金の種類	生活支援費	家賃支援費	資格取得支援費
貸付対象者	☐ 進学や就職を機に、児童養護施設等を退所又は里親等への委託を解除された方等で、保護者等から経済的な支援が見込まれない次の方 ☐ 大学等への進学者 ☐ 新型コロナウイルス感染症の影響で収入減の就職者	☐ 大学等への進学者 ☐ 就職者	☐ 児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の方等で次の方 ☐ 資格取得希望者
対象経費	☐ 修学・就労に必要な生活費	☐ 1月あたりの家賃相当額	☐ 資格取得に要する費用
貸付期間	☐ 大学等の在学期間(コロナ影響対象については12ヶ月間) ☐ 就職者は12ヶ月間(求職期間含む)	☐ 大学等の在学期間 ☐ 就労期間(退所又は委託解除後2年を限度)(新型コロナウイルス感染症の影響で収入減の就職者は3年を限度)	☐ 資格取得に要する期間
貸付額 ※ 無利子貸付	☐ 進学者は月額50,000円以内(+12ヵ月間は80,000円以内) ☐ 就職者は月額80,000円以内	☐ 月額家賃相当額(※1) ただし、居住地域における生活保護制度上の住宅扶助額の単身世帯の額を限度とする。	☐ 250,000円以内
貸付金交付	☐ 半期(6ヵ月)ごとの分割交付	☐ 半期(6ヵ月)ごとの分割交付	☐ 全額を一括交付
返還の免除	☐ 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業継続した場合等	☐ 就職した日から5年間引き続き就業継続した場合等	☐ 就職した日から2年間引き続き就業継続した場合等
実施主体 貸付審査	☐ この貸付制度は厚生労働省の要綱に基づき、国と新潟県が貸付原資を出し合い、「社会福祉法人新潟県社会福祉協議会」が運営しています。 ☐ 実施主体である新潟県社会福祉協議会が、借入申込みを受け、審査・決定します。		

(※1)「月額家賃相当額」の地域別額：新潟市 35,500 円、長岡市 31,800 円、その他の市町村 32,000 円

■ 借入申込から資金交付までの流れ

児童養護施設退所者等

家賃や生活費の支援を受けたい
就職に必要な資格を取得したい

相談



児童養護施設、児童自立支援施設、
自立援助ホーム、里親、
ファミリーホーム、児童相談所

資 金	生活支援費	家賃支援費	資格取得支援費
申請書類の提出	■貸付希望者は次の書類を本会に提出してください。 ☐ 第1号様式「借入申込申請書」 ☐ 第2号様式「児童養護施設等施設長意見書」 ※児童養護施設等の対象者の場合 ☐ 第3号様式「児童相談所長意見書」 ※里親等の対象者の場合 ☐ 連帯保証人の直近の所得を証明する書類 ※連帯保証人を立てる場合 (源泉徴収票や所得・課税証明書等の写し)		
	☐ 大学等の入学・在学を証明する書類 (合格決定通知や在学証明書等の写し)	☐ 1ヶ月あたりの家賃相当額を証明する書類 ☐ 大学等の入学・在学の証明書類(進学者の場合) ☐ 就労していることを証明する書類(就職者の場合)	☐ 資格取得に要する費用の実費を証明する書類
	☐ 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したことが確認できる書類(給与明細・預金通帳写し等。申立書による対応も可) <u>(※) 新型コロナウイルス感染症の影響による申請希望者のみ提出</u>		
審査及び決定	■申請書類の内容を審査し、貸付の可否を決定し、借入申込者、連帯保証人及び児童養護施設等施設長又は児童相談所長に通知します。		
契約書等の提出	■貸付決定者は次の書類を本会に提出していただきます。 ☐ 第6号様式「借用証書」(借受人が規定額の収入印紙を貼付すること。) ☐ 貸付金振込先の借受人名義の通帳の写し (銀行名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義が確認できるもの) ☐ 連帯保証人の住民票の写し(発行から3ヶ月以内でマイナンバー記載なしのもの) ☐ 連帯保証人の印鑑登録証明書		
資金の交付	■提出された借用証書等に不備がないことを確認し、借受人が指定した振込口座に資金を交付します。※ 貸付決定から資金交付までは約1ヶ月程度かかります。		

返還が必要となる場合	☐ 就職しなかった場合 ☐ 希望した資格が取得できなかったとき 等		
連帯保証人 延滞利子	☐ 連帯保証人は原則1人必用(要相談) ☐ 延滞利子は年3.0%		
返還期間	☐ 15年以内	☐ 15年以内	☐ 2年以内
返還方法	☐ 返還方法は、月賦又は半年賦の均等払い方式		

■申込先・お問い合わせ先(申込は郵送可)

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会 生活支援課

〒950-8575 新潟県新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階

電話 025-281-5605 <http://www.fukushiniigata.or.jp/>